

徳島県情報公開審査会答申第165号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年8月1日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H28.7.28日、NHK（昼のラジオニュース）の放送（消費者庁長官）の回答したプレス内容（移転中止）からH28.7.29日の徳島新聞夕刊の記事までの経緯が分かる書類（伺い含む）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年8月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年8月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成28年12月12日（同月13日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

県は、消費者庁長官からNHK報道で、移転中止の回答がありながら、あるべき書類を隠しているのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

国の「まち・ひと・しごと創生本部」が進めている、東京一極集中を解消するための政府関係機関の地方移転に関し、平成27年3月に移転機関の誘致募集がされ、本県は消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの移転候補地として誘致提案を行っている。

本件請求にいう（1）平成28年7月28日NHKラジオでの消費者庁長官に関するニュースは、前日の消費者庁長官記者会見に関係したもの、（2）平成28年7月29日の徳島新聞夕刊記事は、消費者担当大臣が会見において発表した徳島県における新拠点の内容が掲載されたものと、それぞれ考えられるが、（1）（2）ともに消費者庁から発信されたものであり、本県としては（1）の長官会見から（2）の大臣会見へ至った経緯は承知していない。

また、記者会見の内容については、当時の長官及び大臣がその時々の自身の気持ちや方針についての意思を表明したものだと考えられ、本県に対して移転時期や新拠点の設置を示唆するような通知も無いことから、本件請求に係る公文書は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、「H28. 7. 28日NHK（昼のラジオニュース）放送（消費者庁長官）の回答した内容（移転中止）からH28. 7. 29日徳島新聞夕刊の記事までの経緯が分かる書類（伺い含む。）」であり、平成28年7月28日NHK昼のラジオニュースとは、その前日の板東（当時）消費者庁長官記者会見に関するもの、また、同月29日の徳島新聞夕刊記事とは、本件請求に添付された新聞記事の写しから見て、同日の河野（当時）内閣府特命担当大臣記者会見に関するものであると考えられる。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、消費者庁長官から移転中止について、NHKの報道があったにもかかわらず、県はその経緯の書類を隠していると主張していることから、本件請求に係

る公文書の存否について、以下検証する。

消費者庁のホームページを見ると、平成28年7月27日に板東（当時）消費者庁長官記者会見及び同月29日に河野（当時）内閣府特命担当大臣の記者会見が開かれたことが認められる。これらの記者会見は、消費者庁において一方的に行われたものであり、当然事前に記者会見の開催や会見内容について県と打ち合わせをするものではないため、本件事案において審査請求人が請求するような経緯のわかる文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について文書不存在を理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年12月13日	諮問
平成29年 5月18日	審議（第144回審査会）
7月 6日	実施機関からの口頭理由説明， 審議 （第145回審査会）
8月 7日	審議（第146回審査会）
9月22日	審議（第147回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考

上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年7月31日まで
大道 晋	弁護士	平成29年7月31日まで
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年8月1日から
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者 平成29年8月1日から
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	